

令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（確報）統計表

利用上の注意

1 集計の対象

令和3年経済センサス-活動調査（以下、「令和3年調査」）産業横断的集計は全事業所（企業等）が集計の対象であるが、売上（収入）金額（以下、「売上高」、純付加価値額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。そのため、各項目の集計対象（事業所（企業等））数は一致しない。

たとえば、第2表の従業者数の集計対象となったのは108,602事業所であるが、売上高の集計には、それに必要な事項の数値が得られなかった事業所を除く104,725事業所が集計対象となる。また、純付加価値額の算出には、売上高の集計対象から必要な事項の数値が得られなかった事業所を除く103,236事業所が集計対象となる。そのため、集計対象数は一致しない（表1）。

表1 各項目の集計対象（事業所（企業等））数の比較

	事業所に関する集計		
	集計項目		
統計表	従業者数	売上高	純付加価値額
第1・5表 参考表1・2・7	108,602事業所	非公表	103,236事業所
第2・6表	108,602事業所	104,725事業所	103,236事業所
第3・4・7・8表 参考表3～6	108,602事業所	-	-
	企業等に関する集計		
	集計項目		
統計表	従業者数	売上高	純付加価値額
第9表	78,469企業	-	-
第10表	-	75,958企業	75,958企業

売上高については、第1・5表、参考表1・2・7は試算値を、それ以外の表は実数を用い集計した。試算値の集計（試算）対象数は公表されておらず、実数の集計対象数は、必要な事項の数値が得られた104,725事業所が集計対象である。

試算値については、「5 その他の結果表章における注意点」を参照されたい。

2 事業所単位の売上高及び純付加価値額

(1) 売上高について、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

産業大分類「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業, 郵便業」、「J 金融業, 保険業」、産業中分類「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教

育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」

- (2) 事業所単位の純付加価値額は、企業単位で把握した純付加価値額を事業従事者数により傘下事業所に按分することにより、全産業について集計した。

3 経理事項における消費税の取扱い

売上高については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27（2015）年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で統計表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

4 欠測値の補完等

調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成 28 年経済センサス-活動調査（以下、「平成 28 年調査」）、令和元年経済センサス-基礎調査（以下、「令和元年調査」）、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、国際的に採用され技術的に確立している統計的手法等を用いて補足訂正（補完）を行った上で統計表として集計した。その具体的な取扱いは、以下のとおりである。

(1) 未回収調査票の取扱い

調査員による実地調査の結果、調査対象として把握した事業所（休業中又は廃業は除く。）については、調査票が未回収であっても、関連情報に基づいて名称や所在地などの項目を補完して集計した。

(2) 未回答項目の取扱い

- ア 他の関連する項目の回答状況等に基づく論理的補完や按分処理を行うほか、他の調査結果から類似した事業所の数値を代入する「コールドデッキ法（cold deck imputation）」の手法に基づき、主要な項目について、平成 28 年調査、令和元年調査及び経済構造実態調査の結果並びに報告者の公開情報等により補完して集計した。
- イ 売上高については、同一の事業所の直近の数値を代入する「時点調整（LOCF 法：Last Observation Carried Forward）」の手法に基づき、今回調査において回答された経理項目の層区分（産業分類、国内常用雇用者数）ごとの比率を用いて、過去調査の売上高を補完して集計した。
- ウ 主要な経理項目（売上高、費用総額及び給与総額）については、上記ア、イに加え、項目間の比率を利用して、代入値を算出する「比率補完（ratio imputation）」の手法に基づき、今回調査において回答された経理項目の層区分（産業分類、経営組織）ごとの集計値の比率（売上高と費用総額、費用総額と給与総額の比率）を値の得られた経理項目に乗じることにより、補完して集計した。

エ 建設・サービス収入の内訳については、「2017年米国経済センサス」における生産物分類の補完処理方法に準じ、同一の調査結果から類似した事業所の数値を代入する「ホットデック法 (hot deck imputation)」の手法に基づき、今回調査において回答された調査対象の中から、最も近い調査対象の建設・サービス収入の内訳の構成比を用いて、補完対象である建設・サービス収入の売上高を補完して集計した。

5 その他の結果表章における注意点

(1) 集計値

- ア 事業所、従業者数は令和3（2021）年6月1日現在の数値である。
- イ 売上高、純付加価値額は令和2（2020）年1月1日から12月31日までの1年間の数値である。
- ウ 平成28（2016）年の事業所、従業者数は、同年6月1日現在の数値であり、平成28年調査の結果によるものである。
- エ 平成28年の売上高、純付加価値額は、平成27年1月1日から12月31日までの1年間の数値であり、平成28年調査の結果によるものである。
- オ 産業大分類及び地域別における売上高については、試算値を用いた。
民営事業所の売上高については、事業所ごとの売上高を把握することが困難な、一部の産業に属する事業所等は本調査では調査をしていないため、全産業の売上高を表章することが出来ない。そのため、以下の試算方法により事業所ごとの売上高を把握していない事業所の売上高を試算し、全産業の事業所の売上高を集計したものが試算値である。

$$\text{試算事業所の売上高} = \left[\text{企業全体の売上高} - \text{傘下事業所のうち、試算対象以外の事業所の売上高の合計} \right] \times \frac{\text{試算対象事業所の事業従業者数} \times \text{産業別ウエイト}}{\sum \left[\text{傘下事業所のうち試算対象事業所の事業従業者数} \times \text{産業別ウエイト} \right]}$$

なお、試算対象となった事業所は、

(7) 産業共通調査票を配布した新設支所

(イ) 本調査において、事業所ごとの売上高を把握していない以下の事業所

産業大分類 「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業, 郵便業」、「J 金融業, 保険業」

産業中分類 「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」

のうち、「管理, 補助的経済活動を行う事業所」、「934 政治団体」及び「94 宗教」並びに単独事業所を除いたものである。なお、(7)の事業所数は公表されておらず、(イ)の事業所数は売上推計が不可能の事業所が存在する。全産業の事業所の売上高を試算することが目的であるため、試算対象の事業所数は公表されていない。

また、(イ)の産業以外においても「産業共通表を配布した新設支所」は試算対象となるため、その試算値とそれ以外の公表値（実数）とは一致しない（表2）。

表2 試算値と売上高（実数）の比較

産業分類	試算値（百万円）	実数（百万円）
AR 全産業（S 公務を除く）	31,614,884	...
AB 農林漁業	196,682	196,682
C 鉱業，採石業，砂利採取業	8,154	8,154
D 建設業	1,936,135	...
E 製造業	12,670,254	12,664,600
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,071,119	...
G 情報通信業	279,419	...
H 運輸業，郵便業	1,149,770	...
I 卸売業，小売業	7,451,451	7,348,312
J 金融業，保険業	1,147,246	...
K 不動産業，物品賃貸業	449,626	441,922
L 学術研究，専門・技術サービス業	988,485	985,730
M 宿泊業，飲食サービス業	307,692	304,283
N 生活関連サービス業，娯楽業	572,811	569,745
O 教育，学習支援業	204,734	...
P 医療，福祉	2,358,652	2,355,317
Q 複合サービス事業	99,060	...
R サービス業（他に分類されないもの）	723,594	...

カ 産業中分類別の集計における売上高については実数を用いた。そのため、事業所ごとの売上高を把握することが困難な、一部の産業大分類及び産業中分類については表章しない。

キ 産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。

ク 従業者数について、合計は男女不詳を含むため、男女別の計と一致しない場合がある。

(2) 四捨五入、記号、秘匿処理等

ア 各項目の金額は、単位未満を四捨五入している。そのため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

イ 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

ウ 「-」は該当数値なし（該当数字がない及び分母が0のため計算できない）、「0.0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

エ 「△」は、数値がマイナスであることを示している。

オ 調査していないため該当数字がないものは「...」とした。

カ 「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。

また、集計対象数が3以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。

(3) その他

ア 参考表7の売上高及び純付加価値額のうち、「C 鉱業，採石業，砂利採取業」は秘匿されている市町村を除いて、順位を表章した。

イ 産業分類名における「別掲」については、次のとおりである。

「別掲を除く」の表現を含む産業分類		主な「別掲」の内容	
分類	名称	分類	品名、事業内容等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	13	家具・装備品
		1521	プラスチック製版
		1695	写真フィルム（乾板を含む）
		2051	手袋
		215	耐火物
		2179	と石
		2199	模造真珠
		2531	歯車
		2739	目盛りのついた三角定規
		2741	注射筒
		2744	義歯
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）
		3229	かつら
		3231	時計側
		324	楽器
		325	がん具・運動用具
		326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
		3271	漆器
		3282	畳
		3283	うちわ・扇子・ちょうちん
		3284	ほうき・ブラシ
		3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
		3289	洋傘・和傘・同部分品
3289	魔法瓶		
3292	看板・標識機		
3293	パレット		
3294	モデル・模型		

		3295	工業用模型
		3296	レコード
		3297	眼鏡
2971	電気測量器製造業（別掲を除く）	2972	工業計器
		2973	医療用計測器
5225	飲料卸売業（別掲を除く）	5222	酒
		5226	茶
		5227	牛乳
5893	飲料小売業（別掲を除く）	585	酒
		5892	牛乳
		5894	茶
70A	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	70B	映画フィルム賃貸業
802	興行場（別掲を除く）、興行団	801	映画劇場
		803	競馬場
		80A	公営野球場
80A	スポーツ施設提供業（別掲を除く）	802	野球場（プロ野球興行用）
		80B	体育館
		80C	ゴルフ場
		80D	ゴルフ練習場
		80E	ボウリング場
		80F	テニス場
		80G	テニス練習場
		80H	フィットネスクラブ・アスレチッククラブ
		80M	ビリヤード場
		80R	ダンスホール
90	機械等修理業（別掲を除く）	891	自動車修理業
		793	衣服修理業

ウ 産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠しているが、売上高等における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
38X 放送業（有線放送業を除く）	381 公共放送業（有線放送業を除く）
	382 民間放送業（有線放送業を除く）
62X 銀行業	621 中央銀行
	622 銀行（中央銀行を除く）
86X 郵便局・郵便局受託業	861 郵便局
	862 郵便局受託業

エ 第5表における地域区分は次のとおりである。

地域名	市 郡 名
県北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡（大子町）
県央	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡（茨城町、大洗町、城里町）、那珂郡（東海村）
鹿行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、北相馬郡（利根町）
県西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（五霞町、境町）

6 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(ア) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(イ) 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

(ウ) 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

(2) 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又

は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60（1985）年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(3) 事業所の産業分類

事業所の売上高や主な事業の種類（原則として令和2年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25（2013）年10月改定）に基づき分類している。

(4) 経営組織

国、地方公共団体の事業所を除く事業所を民営といい、その経営組織は以下のとおりである。

ア 総数

出向・派遣従業者のみの事業所を含む。

イ 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(ア) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。次の会社及び会社以外の法人が該当する。

a 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17（2005）年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したもの

をいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

b 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

たとえば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(ロ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

たとえば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(5) 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

(6) 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

(7) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上高や主な事業の種類（原則として企業全体の令和2年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類している。

(8) 売上（収入）金額

原則として令和2年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

(9) 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

ア 企業全体の純付加価値額

(ア) 基本的な計算式（次の(イ)、(ウ)以外の場合）

$$\text{純付加価値額} = \text{売上（収入）金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(イ) 「金融業，保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(ウ) 「政治団体」及び「宗教」

$$\text{純付加価値額} = \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

イ 企業全体の粗付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{純付加価値額} - \text{減価償却費}$$

(10) 存続・新設・廃業別

平成28年調査から令和3年調査の5年間の異動状況についてみたものであり、ある1年間の異動状況をみたものではない。

ア 存続事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査でも調査した事業所をいう。

イ 新設事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査では調査しなかった事業所をいい、他の場所から移転してきた事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている（平成28年調査以降新設で令和3年調査以前廃業の事業所は含まない。）。

ウ 廃業事業所

平成28年調査で調査した事業所のうち、令和3年調査時点では存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている。

7 その他

(1) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

(2) この調査結果報告書は、総務省・経済産業省が公表した令和3年経済センサス-活動調査の産業横断的集計（確報）統計表を基に茨城県が独自に集計したものである。

(3) 本報告書から引用・転載する場合、以下を参考に出典を注記されたい。

(例)

- ・資料：茨城県政策企画部統計課「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（確報）」
- ・茨城県政策企画部統計課「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（確報）」より
- ・「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（確報）」（茨城県政策企画部統計課、令和5年8月）より
- ・茨城県政策企画部統計課が令和5年8月に発表した「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（確報）」によると…

(4) 問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県政策企画部統計課 商工農林グループ
電話：029 - 301 - 2656（直通）
Mail:tokei4@pref.ibaraki.lg.jp